



2026年4月15日

各位

会社名 株式会社ハッチ・ワーク  
代表者名 代表取締役社長 増田 知平  
(コード：148A、東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 CFO 竹内 聡  
(TEL. 03-5772-3621)

### 有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年4月15日開催の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、対象となる当社取締役は、特別利害関係人に該当するものとして、審議及び決議から除外されております。また、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。なお、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

#### 1. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として発行するものであります。

本新株予約権の行使条件として定めた、のれん償却費控除前営業利益 10 億円及び株式時価総額約 100 億円という目標は、いずれも当社が中長期的な企業価値向上を実現するうえで重要な指標であると考えております。このうち、当社が2026年3月26日に公表した「事業計画及び成長可能性に関する説明資料」において中長期目標として掲げている指標は、2030年までに営業利益 10 億円を達成することであり、当社として、のれん償却費控除前営業利益を営業利益よりも重要な指標と位置付けているものではありません。

他方で、当社は同資料において、既存事業の成長に加え、M&A を含む成長投資を通じた企業価値向上を推進する方針も示しております。このような成長戦略のもとでは、将来的に企業買収等を実施した場合、当該買収に伴い計上されるのれん償却費により、事業の実力に比して営業利益が会計上押し下げられる可能性があります。そのため、本新株予約権の行使条件を営業利益のみとした場合、企業価値向上に資する M&A であっても、その影響を過度に意識することにより、経営判断を不必要に慎重にさせ、当社の中長期的な成長戦略の遂行に影響を与えるおそれがあると考えております。

かかる観点から、本新株予約権においては、2030年までの営業利益 10 億円と異なる成長目標を設定する趣旨ではなく、当該目標と実質的に整合する収益力を、将来の M&A 等に伴う会計上の影響を一定程度補正したベースで確認するため、のれん償却費控除前営業利益を行使条件として採用しております。

行使条件の対象期間を2028年1月1日から2030年12月31日までとしているのは、2030年までに営業利益 10 億円を安定的に達成し得る企業体質の構築に向けて、その前段階から当該水準に相当する収益力が実現されていることを確認する趣旨によるものです。のれん償却費控除前営業利益 10 億円は、既存事業の着実な成長に加え、今後の事業拡張や成長投資を継続しながら、収益性を伴った事業基盤を確立できたことを示す水準として設定したものであります。

また、株式時価総額約 100 億円は、当社が中長期的に目指す企業価値の水準として設定したものであり、当社にとっての一つの重要な通過点であると認識しております。もっとも、株価及び株式時価総額は本来的には市場参加者の評価及び判断に基づき形成されるものであることから、当社がこれを一義的にコントロールできるものではありません。他方で、当社の役職員が株主の皆様と同一の利害を有し、中長期的な企業価値向上に向けて取り組むことを明確にする観点から、株式時価総額を行使条件に含めることには合理性があるものと判断しております。

これらの目標は、単なる短期的な業績の積み上げのみならず、継続的な成長の実現と、それに対する資本市場からの評価の双方を伴って初めて達成されるものであります。当社は、取締役及び従業員がこれらの目標を株主の皆様と共有し、その達成に向けて一丸となって取り組むことが、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数 1,918,600 株に対して約 2.35%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標及び株価目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

## 2. 発行の概要

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	<table border="0"> <tr> <td>当社取締役</td> <td>3名</td> <td>294個</td> </tr> <tr> <td>当社従業員</td> <td>17名</td> <td>156個</td> </tr> </table>	当社取締役	3名	294個	当社従業員	17名	156個
当社取締役	3名	294個					
当社従業員	17名	156個					
(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	<p>本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。</p>						
(3) 新株予約権の総数	450 個						
(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法	<p>本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,800 円とする。</p> <p>なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティングが、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価（1,804 円）、ボラティリティ（58.48%）、行使期間（10 年）、配当利回り（0%）、無リスク利率（2.46%）、業績・株価条件（(7) ①に規定している条件）等）の下、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。</p>						
(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である</p>						

<p>価額及びその1株当たりの金額 (行使価額)</p>	<p>2026年4月14日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金1,804円とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
<p>(6) 新株予約権の権利行使期間</p>	<p>本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2029年4月1日から2036年5月7日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。</p>
<p>(7) 新株予約権の行使の条件</p>	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2028年1月1日から2030年12月31日までのいずれかの事業年度において、のれん償却費控除前営業利益が一度でも10億円を超過し、かつ、一度でも当社普通株式の普通取引終値が5,213円(本新株予約権発行時点の発行済株式数で算出される株式時価総額が約100億円に相当する。ただし、発行要項3.(2)において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。)を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>なお、上記におけるのれん償却費控除前営業利益の判定に際しては、当社が提出した有価証券報告書における損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)の数値を参照するものとし、決算期の変更、国際財務報告基準の適用、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合(当社の既存事業との関連性が乏しい事業の買収により、専ら本新株予約権の行使条件を達成することを目的として利益が合算される場合等を含む。)など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。ただし、当社が提出した有価証券報告書における当社の損益計算書(連結損益計算</p>

	<p>書を作成している場合には連結損益計算書)及びキャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書)に本新株予約権にかかる株式報酬費用及びのれん償却費が計上されている場合には、これによる影響を排除したのれん償却費控除前営業利益をもって判定するものとする。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
<p>(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額</p>	<p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>(9) 新株予約権の取得の事由及び取得条件</p>	<p>① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
<p>(10) 新株予約権の譲渡制限</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
<p>(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い</p>	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p>

	<p>組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額          交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（５）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（１１）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間          上記（６）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（６）に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項          上記（８）に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限          譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧ その他新株予約権の行使の条件          上記（７）に準じて決定する。</p> <p>⑨ 新株予約権の取得事由及び条件          上記（９）に準じて決定する。</p> <p>⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
(12) 新株予約権の割当日	2026年5月8日
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
(14) 新株予約権の払込期日	2026年5月8日

以上